

令和8年度 社協地域歳末たすけあい事業援護金について

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに掲げ、「地域歳末たすけあい運動」が展開されます。社会福祉協議会では、市民の皆様からお寄せいただいた地域歳末たすけあい募金を原資に、市内の生活困窮世帯や災害避難世帯の方々に「社協地域歳末たすけあい事業援護金」を交付いたします。希望される場合は、下記の内容をご確認の上、申請してください。

- 対象世帯** 基準日（10月1日～翌年3月31日）に住民基本台帳に記載されている世帯であり、鴻巣市に居住する生計を一にしている家族を対象とし、次の区分① 区分②のいずれかに該当する経済的支援を必要とする世帯。また、区分③に該当する経済的支援を必要とする世帯。**※いずれも生活保護世帯は対象外**

区分①	令和8年度 対象世帯の市民税・県民税が非課税であり、かつ 経済的支援を必要とする世帯					
区分②	令和8年度中に事故・病気等の具体的理由により減収し、申請時において 経済的支援を必要とする世帯 【次の収入基準額により経済的支援の必要性を判断します。】 ※（一例）収入基準額に含む→給与・賞与・年金・失業給付金・傷病手当金 等 収入基準額に含まない→児童手当・児童扶養手当・退職金・出産育児一時金 等					
	収入基準額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯以上
	（手取り月額）	123,000 円	168,000 円	195,000 円	223,000 円	要問合せ
区分③	災害により被災し市内に避難されている世帯であり、かつ 経済的支援を必要とする世帯 （全国避難者情報システム等に登録された世帯）					

●申請方法

- (1)**裏面の申請書類を用意**（下記配架場所または鴻巣市社会福祉協議会 HP より入手してください。）

◆申請書類配架場所→鴻巣市社会福祉協議会、吹上地域福祉センター、鴻巣市役所福祉課
吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ、公民館（中央・あたご・箕田・常光・笠原）
生涯学習センター（田間宮・北新宿）、市民センター（赤見台）
市民活動センター（市民サービスコーナー）

◆鴻巣市社会福祉協議会へのご来館 → 困った時の相談 → 社協地域歳末たすけあい事業援護金

- (2)**申請書を記入し、提出書類・添付書類を用意して申請** ※持ち物：印鑑

申請期間 令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

※11月10日までの申請者を第1期交付（12月下旬）の対象者とし、3月末まで順次交付いたします。

申請場所 鴻巣市社会福祉協議会（鴻巣市総合福祉センター1階）
吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター2階） ※住所は裏面

申請時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

※**原則、ご本人が申請**。身体等の理由から、ご本人による申請書類の入手や申請が困難な場合は、裏面問合せ先（社会福祉協議会）までご連絡ください。

※申請内容や氏名等の個人情報社協地域歳末たすけあい事業援護金のみに使用します。ただし、状況に応じて鴻巣市社会福祉協議会内・鴻巣市役所・居住地の民生委員・児童委員と情報を共有することもありますので、予めご了承ください。

※援護金の申請は年度内に1世帯1回限りであり、申請日をもって基準日とします。

※申請日以降、対象世帯に該当しない事由が発生した場合は申し出てください。

※申請内容に虚偽が発覚した場合は、援護金を全額返還していただきます。



●申請書類

提出書類	1. 申請書（1世帯1枚） 2. 申請者名義の振込口座のコピー（預金通帳の表紙の内側など） 3. 申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付証明書） ※上記がない場合は、健康保険資格確認書。外国人の方は在留カード（表裏）や特定在留カード	
添付書類	区分①	1. 住民票の写し（全部の写し ※続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要） 2. 非課税証明書（世帯全員分 ※中学生以下は必要ありません）
	区分②	1. 住民票の写し（全部の写し ※続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要） 2. 非課税証明書（高校生以上の非課税者） 3. 経済的支援を必要とする状況がわかるもの ・解雇通知書のコピー（解雇の場合） ・収入がある者の収入状況が明らかになる書類のコピー（減収前と直近2か月分の給与明細書や給与が記載された預金通帳など）
	区分③	1. 全国避難者情報システム等登録照会用承諾書 （申請書を提出する際に提出先に用意した承諾書に記入していただきます。） 2. 住民票の写し（全部の写し ※続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要） 3. 罹災証明書 ※市内に避難されていることを確認するため、全国避難者情報システム等に登録されていることを鴻巣市役所危機管理課に確認します。 ※全国避難者情報システム登録は鴻巣市役所市民課で受付けています。

※住民票の写しや非課税証明書を取得し、持参してください。

※住民票の写しや非課税証明書は、市役所、支所、市民サービスコーナー窓口で本人及び本人と同一世帯にいる人が請求できます。窓口に行く方の本人確認書類を持参してください。また、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア（マルチコピー機）でも取得できます。なお、市民サービスコーナーの場合は平日9時～17時であれば即時交付が可能です。

●交付決定・交付金額

社協地域歳末たすけあい事業配分検討委員会（11月下旬開催）を経て、交付の可否や金額を決定します。

●交付方法

11月10日までに申請し交付が決定した方には、**12月下旬**、申請書に記入いただいた申請者名義の預金通帳へ援護金を振込み、3月末まで順次交付いたします。

《問合せ先・申請書類提出場所》

- 鴻巣市社会福祉協議会（鴻巣市総合福祉センター1階）
鴻巣市箕田 4211 番地 1 TEL048-597-2100 FAX048-597-2102
- 吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター2階）
鴻巣市鎌塚 57 番地 1 TEL048-548-6664 FAX048-548-6673